

出願手続きについて

1. 出願資格

「大学コンソーシアム単位互換協定」に加盟している大学等に在籍する学生は、所属大学等の許可があれば、誰でも受講資格があります。ただし、単位認定可能な科目の種類や単位数の上限、或いは出願する科目が卒業要件として認められるかなどは、所属大学等によって異なります。詳細は所属大学等で開催されるガイダンスや担当窓口で確認をしてください。

また、受入れ大学等と所属大学等の講義時間帯及びキャンパス間（八王子市学園都市センターを含む）の移動時間を十分考慮して申請してください。

4年生は卒業必要単位数の確保が十分に見込まれ、単位互換の対象となる単位を卒業所要単位としない、いわゆる余剰単位として修得する学生が出願してください。

なお、東京家政学院大学は女子のみが履修対象者です。

2. 出願期間

出願期間は、所属大学等がそれぞれに定めていますので、それに従ってください。（※各自で確認して下の枠内に記入）

前期・通年授業	:	月	日（ ）	～	月	日（ ）	（厳守）
後期授業	:	月	日（ ）	～	月	日（ ）	（厳守）

【注意】① 出願期間は、所属大学等での通常の授業科目の履修登録期間とは異なることが多いので、必ず担当窓口を確認してください。

② 大学等によっては、後期開講科目であっても、前期の履修登録期間内に出願受付を行うことがあります。

③ 集中講義（夏季または冬季）については、別途出願期間を設けることがあります。この場合は、所属大学等において掲示などによりお知らせします。

3. 出願書類提出場所

「単位互換履修申請書」（本履修ガイド巻末に添付）に必要な事項を記入の上、所属大学等の担当窓口へ提出してください。受入れ大学等につき1部ずつ記入してください。申請書が不足する場合は、各自でコピーをしてください。

4. 履修許可

提出した申請書は、所属大学等から受入れ大学等に送付されます。出願者多数の場合は選考を行い、結果は所属大学等を通じて出願者に通知されます。正式な履修許可の後に、はじめて授業に出席する場合は、当日の授業開始15分前までには受入れ大学等の担当窓口へ申し出て、指示に従ってください（受入れ大学等によって、「単位互換履修生証」・学事日程・キャンパスマップなどを配布したり、別途手続きを必要とすることがあります）。この手続きを経ない場合は受講できなくなることもありますので、注意してください。

許可を受けた履修科目の変更または取消しは、原則として認められません。

なお、出願期間を超えていなければ、申請書を提出する前に授業に出席することは可能です。ただし、その場合は必ず事前に所属大学等の担当窓口へ申し出て、受入れ大学等の許可を受けなければいけません（許可なく他大学等の授業に出席することは認められません）。